

(4) 環境浄化の取組

県では、「秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（以下、「条例」という。）」に基づき、附属機関の青少年健全育成審議会（環境浄化部会）への諮問・答申を経て、青少年に有害な図書類を指定しています。

また、次世代・女性活躍支援課に配置される環境浄化調査員が、定期的に県内の条例対象施設（書店、図書类等自動販売機等、図書スタンド販売店、ビデオ取扱店、映画館、がん具類店等）に立入り、有害図書类等の調査を行うとともに、条例に違反するおそれのある事実等を発見したときは、注意、指導等を行っています。

①平成30年度の有害図書類の指定状況

(単位:冊)

種 別 \ 指定年月	H30.7月	H30.11月	H31.3月	計
成人グラビア		1	1	2
コミック	2	2	1	5
風俗情報誌	2			2
パソコン雑誌		1	1	2
その他	1	1	1	3
合 計	5	5	4	14

②過去5年間の条例対象施設数の推移

(各年12月末現在)

年	図書类等自動販売機等	書店	図書スタンド店	ビデオテープ取扱店	映画館	玩具店	計
平成26年	95	120	621	85	22	60	1,003
平成27年	113	125	620	78	22	47	1,005
平成28年	110	121	648	86	22	46	1,033
平成29年	107	120	652	88	20	44	1,031
平成30年	92	114	615	82	20	40	963

③地域振興局管内別条例対象施設数

(平成30年12月末現在)

地域振興局	自動販売機数	書店	ビデオ店	スタンド・コンビニ	特定玩具店	映画館	計
鹿角	4	4	3	22	0	0	33
北秋田	20	12	6	60	2	1	101
山本	12	8	8	46	1	1	76
秋田	17	45	35	249	24	13	383
由利	15	11	7	59	1	0	93
仙北	18	17	14	86	7	5	147
平鹿	4	11	5	60	4	0	84
雄勝	2	6	4	33	1	0	46
計	92	114	82	615	40	20	963